

平成26年度
スクールソーシャルワーカー活用事業
実践活動事例集



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

初等中等教育局児童生徒課

平成27年12月17日

各都道府県・指定都市・中核市の取組

《注》

「【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例」に係る問題の種別については、各都道府県・指定都市・中核市の判断により、下記の区分から選択されたものである。

- ①貧困対策（家庭環境の問題、福祉機関との連携等）
- ②いじめ
- ③不登校
- ④児童虐待
- ⑤暴力行為
- ⑥その他（発達障害等に関する問題、心身の健康・保健に関する問題等）

北海道教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や経験を用いて児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒への支援を行うスクールソーシャルワーカー（以下SSW）を配置し、教育相談体制を整備する。

(2) 配置計画上の工夫

委託した市町村がSSWをより有効に活用することができるよう、任用するSSWは福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者も可とするとともに、SSWの勤務日数や勤務時間については、任用した市町村が地域や学校の実情に応じて設定できることとしたこと。

(3) 配置人数・資格・勤務形態

- ・北海道の広域性を踏まえ、スーパーバイザー（以下SV）を1名、エリアスーパーバイザー（以下ASV）を7名配置し、市町村教育委員会、SSW、道立学校からの相談を受け、必要に応じて支援を行う。
- ・25市町村にSSWをのべ36名配置。SSWの資格は、教員免許状所有者24名、社会福祉士4名（教員免許状所有者と重複1名）、精神保健福祉士4名（社会福祉士と重複1名）、その他SSWの職務に関する技能の資格所有者3名、資格を有していない者3名である。
- ・SSWの勤務形態は、原則として勤務日数、勤務時間等については、地域や学校の実情に応じて柔軟に設定することとしており、年間で平均148日程度の勤務が行われている。

(4) 「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

活動方針等に関する指針については、SSW活用事業のねらい、職務、主な活動等を実施要綱で示すとともに、教育相談、SSWの効果的な活用に応じた留意点等を解説したSSW活用実践事例集などにより広く周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- ・全道連絡協議会…SSW、市町村教育委員会担当者、指導主事、SV、ASV
- ・地域別研修会…SSW、市町村教育委員会担当者、指導主事、SV、ASV、SC、教員
- ・2015スクールソーシャルワーカーフォーラム…SSW、市町村教育委員会担当者、指導主事、SV、ASV、SC、教員、保護者、学生、福祉関係機関担当者

(2) 研修回数（頻度）

- ・全道連絡協議会…2回（札幌市）
- ・地域別研修会…6回（釧路市、北見市、室蘭市、旭川市、札幌市、岩見沢市）
- ・2015スクールソーシャルワーカーフォーラム…1回（札幌市）

(3) 研修内容

- ・全道連絡協議会…講話や情報交換、研究協議により、問題を抱える児童生徒の置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒に支援を行うSSWの活用方法等の適切かつ効果的な実施及び成果の普及に役立てる。
- ・地域別研修会…具体的事例に基づく研究協議により、問題を抱える児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒に支援を行うスクールソーシャルワークの効果的な実施に資する。
- ・2015スクールソーシャルワーカーフォーラム…全国的に特徴的・先進的な取組を行っている他府県の大学と連携して、スクールソーシャルワークの入門から高度な専門性を学べるシンポジウムを実施し、スクールソーシャルワークの学校現場での活用の促進につなげる。

(4) 特に効果のあった研修内容

全道連絡協議会において、講話を通して、SSW活用事業と職務についての理解を図るとともに、地域別研修会においては、SVやASVのほかSCや教員等が加わり、実践事例を基にSSWの学校へのアプローチや具体的な連携の方策についての協議を通して、効果的・実践的なスクールソーシャルワークの在り方を確認することができた。

2015スクールソーシャルワーカーフォーラムでは、スクールソーシャルワークの入門から高度な専門性を学べるシンポジウムを実施し、参加者が効果的な活用に向けた理解を深めることができた。

(5) スーパーバイザーの配置の有無と活用方法

○SVの配置

SVを1名配置するとともに、北海道の広域性から7名のASVを配置しており、いずれも、社会福祉の専門家である大学教授等である。

○活用方法

SV及びASVは、委託先市町村及びSSW、道教委からの相談を受け、適切な指導助言を行うとともに、必要な場合には、学校において研修等を実施する。

(6) 課題

- ・SSWの専門性の一層の向上を図るため、研修機会をより多く設定するとともに、研修内容に実践事例発表や研究協議等を位置付け、事案の解決に向けた方策を共有できるようにする必要がある。
- ・平成26年3月に北星学園大学と締結した協定を活用し、SSWの技術向上に係る研修を充実するとともに、人材育成のためSSWを目指す大学生と学校現場の交流を一層推進する必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】児童の家庭環境改善のための活用事例（①）

(1) 当該児童・家庭の状況

- ・当該児童（小学校第5学年女子）は、保護者の金銭を持ち出すようになったが、当該児童が強く反発するため、保護者はその理由などを問いただすことができなかった。
- ・当該家庭は、父親、母親、当該児童、高等学校第1学年の兄と小学校第3学年の弟の5人家族であり、父親はこれまで、怒鳴る、叩くなどの強い姿勢で当該児童に接してきた。当該児童に対して否定的な感情が強く、非難する言葉を当該児童に浴びせることがある。
- ・父親は、うつ的な症状を見せ、母親も精神状態が不安定である。

(2) S S W等の活用と関係機関との連携

- ・ S S Wは、学校から相談を受け、学校と市児童家庭課が連携して対応できるようにするため、ケース会議において、学校、S S W、市の児童家庭課、児童相談所の役割と連携の進め方を明確なるようにした。学級担任は、主に当該児童に関わり、S S Wは市児童家庭課と連携し、保護者に関わるようにした。

<各機関の関わり>

- ・ 学校：当該児童に丁寧にいかわり、努力を認めて、自己肯定感を高めさせる。誤った行いを正直に認め、しっかり反省することの大切さを教える。
- ・ S S W：保護者への声かけ、相談を行い、問題への対応の方法について助言するとともに、各機関から寄せられた情報を整理・共有するとともに、各機関の取組をコーディネートする。
- ・ 市児童家庭課：保護者の心をケアするとともに、子供への接し方について助言し、親子関係を改善させるよう関わる。
- ・ 児童相談所：当該児童への面談、諸検査、保護者への支援を行い、当該児童が再び問題行動に至った場合は、一時保護する。

(3) 当該児童・家庭の変容

- ・ 学校やS S Wからの父親に対する働きかけにより、父親の当該児童に対する否定的な見方や、当該児童に向き合う姿勢が改善された。また、母親の心が安定し、当該児童との関係が改善した。
- ・ 当該児童と保護者との関係が改善される中で、当該児童は、これまでの問題行動を正直に認め、反省、謝罪することができるようになり、保護者に反発する態度が見られなくなった。
- ・ 保護者の心がより安定し、受容的に子供に接することができるよう、引き続き、関係機関が連携して支援していく必要がある。

【事例2】母親への支援と不登校児童への対応のための活用事例 (①③)

(1) 当該児童・家庭の状況

- ・ 当該児童（小学校第5学年男子）は第4学年の後半から欠席が目立っていたが、登校しても、友達との交流が少なく、会話することが困難であり、授業中の立ち歩きやチック症状等がみられた。
- ・ 学級担任が家庭訪問を行っても、当該児童は会うことを拒み、母親はどうしてよいか分からない状況である。
- ・ 第4学年の8月に離婚したことにより、母親と中学校第1学年の姉の3人家庭になっている。母親は体調を崩しており、姉は、学校に登校しているが、基本的な生活習慣が身に付いていない状況である。
- ・ 家庭環境の改善に向けて祖母が協力をしようとしている。

(2) S S W等の活用と関係機関との連携

- ・ S S Wは、様々な関係機関との連携を図る調整役を担い、全体の状況を把握して、母親への支援や祖母との関係づくりを進めるとともに、関係機関の連携の具体的方策について明確にした。

<各機関等の役割>

- ・ 校長、教頭：支援・連携の把握とネットワーク連携の管理（教育委員会との連携）
- ・ 生徒指導部長：校内ケース会議の運営と把握（管理職・担任との連携）、母親や祖母との対応、S S Wとの連携と面談、プランの実施の連絡調整
- ・ 学級担任：当該児童との関係を深めるための訪問や声かけ（生徒指導部長との連携）
- ・ 教育委員会：不登校の状況把握と学校変更の可能性（学校との連携・今後の行政との連携）
- ・ 子ども課：状況の伝達と今後の相談（行政との連携）
- ・ 民生児童委員：地域による継続的な支援（S S Wとの連携）

(3) 家庭の変容

- ・ 母親への支援を強化することにより、母親と学校のつながりが円滑になり、母親が教諭やS S Wに相談したり、気持ちを打ち明けたりすることができるようになった。
- ・ 当該児童の祖母と学校との信頼関係が構築されたことにより、当該児童の登校に向け、生活習慣の改善への協力が得られた。
- ・ 当該児童の状況や願いを面談等で正確に把握し、全体調整を行う必要がある。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

6年間の不登校の解消率の経年変化を見ると、下図のように、S S Wを配置している市町村では、不登校児童生徒のうち、登校できるようになった児童生徒の割合は、次のようになっている。

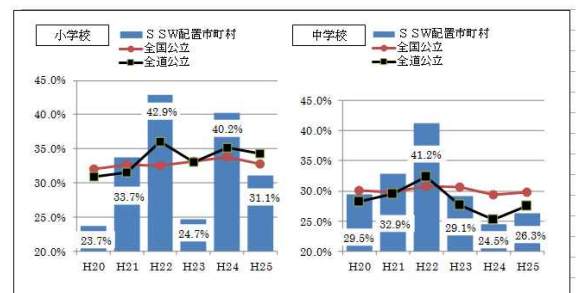
- ・ 平成20年度は、小学校で全国公立学校、全道公立学校の平均を、中学校で全国公立学校の平均を下回っている。
- ・ 平成21年度は、小学校33.7%、中学校32.9%、平成22年度は、小学校42.9%、中学校41.2%と解消率が上昇し、全国公立学校、全道公立学校の平均を2年続けて上回った。
- ・ 平成23年度は、小学校では24.7%と低下し、全国公立学校、全道公立学校の平均を下回ったが、平成24年度は、40.2%と上昇し、全国公立学校、全道公立学校の平均を上回っている。
- ・ 平成23年度は、中学校では29.1%と低下したものの全道公立学校の平均を上回ったが、平成24年度は、24.5%となり、全国公立学校、全道公立学校の平均を下回っている。
- ・ 平成25年度は、小学校では31.1%と低下したのに対し、中学校では26.3%と上昇したが、小・中学校とも全国公立学校、全道公立学校の平均を下回っている。

要因としては、S S Wの関わりにより、児童生徒が学校を休み始めたなどの不登校の予兆を見逃さず、欠席した明確な理由がない場合も不登校としてとらえ、組織的な対応が進められていることと、問題が複雑に絡み合い、解決に向けた継続的な取組を必要とするケースがあることが考えられる。

また、登校できるまでには至らないものの、S S Wが児童生徒の置かれている環境へ働きかけることにより、学校と家庭、関係機関の連携協力した取組が進められ、児童生徒が抱える問題の解決が確実に図られつつあることで、好ましい変化が表れている事例も見られた。

(2) 今後の課題

- ・ S S Wの役割やその活用を十分に理解できていない学校が多いことから、広報や実践事例集によりS S Wの役割や実践事例を広く周知するとともに、地域における各種会議や校内研修会等にS S Wを派遣し、S S Wの理解と効果的な活用について周知する必要がある。
- ・ 効果を上げた事例を踏まえ、問題への対応においてS S Wが効果的に活用されるよう、市町村教育委員会や学校、S S Wが支援の目標とそれぞれの役割・分担を明確にするとともに、関係機関と連携協力した取組を進める必要がある。



青森県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・公立学校において、問題を抱える児童生徒が置かれた環境へ働きかけ、その改善を図る。
- ・学校と関係機関等とのネットワーク構築、学校内のチーム体制構築や、保護者・教職員の支援について、教員及び学校に対し、適切な指導及び援助を行う。

（2）配置計画上の工夫

各教育事務所及び県立学校3校にスクールソーシャルワーカーを配置し、市町村教育委員会や県立学校長の申請に基づき、各教育事務所が所管する小学校又は中学校及び関係機関等に派遣した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・小・中学校対応（6名）：教員免許状（5名）、保育士（1名）
- ・県立学校対応（3名）：教員免許状（1名）、社会福祉士（2名）、介護福祉士（1名）、保育士（1名）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するために」（活動方針等に関する指針）を策定し、各市町村教育委員会及び各教育事務所等が参加する連絡協議会で、配布・周知した。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー、各教育事務所担当指導主事、配置県立高校担当教員

（2）研修回数（頻度）

- ・年2回

（3）研修内容

- ・社会福祉士会による講演
- ・情報交換

（4）特に効果のあった研修内容

- ・平成26年度から実施したため、各教育事務所や配置校での実践を共有することで、対応の流れ等について情報交換することができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・スーパーバイザーは設置していない。

（6）課題

- ・研修の機会を増やし、スクールソーシャルワーカーの資質向上を急ぐ必要がある。
- ・関係機関との事例検討会を実施し、その連携を図る必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】母親の精神的な問題から不登校傾向になったと思われる児童のための活用事例（③）

1 概要

家庭的な問題から不登校になったと考えられる小学校5年女子児童が、SSWの介入により、関係機関と連携しながら環境の改善に取り組んだ結果、現在は登校できるようになった。

2 背景

母子家庭で、家庭の事情から小学5年6月に現在の学校に転入。当初は、マラソン大会等の体育的行事の際に欠席していた。1月に入り欠席日数が増え、3月には連続して欠席するようになった。

学校は、夏休みの二者面談の際に母親の精神的な不安定さを感じていた。欠席した日には、電話連絡等を試みているが、母親は服薬（精神科に通院）により体調が優れない時には電話に出られないことが多かった。次第に学校と疎遠になり、結果的に連絡が取れない状態が継続する。

3 SSWの支援・取組

○母子家庭であることから、市町村の福祉関係A課と連絡（情報交換）をとったところ、母親が、児童手当の受給等の手続き等のために訪れ、「金銭的に困窮している。子供が不登校傾向で悩んでいる。」等の相談をしていたことが分かった。

○A課の紹介で、母親がSSWと面会することになり、不安感等についての話を聞くことができた。

- ・娘は学校で悪口を言われ、仲間はずれになっている。
- ・働いていない自分に対する自己嫌悪、精神的不安定、家賃滞納等、金銭面での不安。
- ・生活保護は受けたくない。相談相手がいない不安。

○母親の不安材料を取り除く手段として、SSWが「ママ友」化（週2回は電話対応）して、信頼関係を築きながら、児童の不登校への対応のために、母親の言い分等を学校へ情報提供し、近所に住む祖父に児童の送迎を依頼した。また、母親の不安解消の1つとして、就職等の将来への見通しをもたせるために、相談できる機関である県社会福祉協議会（地域自立相談窓口）を紹介した。また、鬱の診断を受けているので、障害者年金受給のため市町村の福祉関係B課へ橋渡しをした。現在、障害者年金受給の手続き中である。

4 結果

- 児童は、現在毎日登校している。
- 母親は、相談できる場所が複数見つかかり、福祉関係各課からも電話等で声がけしてもらえるようになったため、以前より精神的に安定している（労働意欲が見られる）。

【事例2】学校から連絡がとれなくなった生徒のための活用事例（③⑥）

1 概要

鎮痛剤の多量服薬により入院した高校2年男子生徒の母親が本人と学校との面会を避けることにより、学校が本人と接触できない状態が続いていたが、SSWの働きかけにより、関係機関と連携して本人の安否を確認し、その後連絡が取れるようになった。

2 背景

病気治療のため出席日数が足りず、前年度原級留置となった生徒である。4月当初は元気な様子であったが、8月末までの欠席日数は3分の1程度にまで増えていた。2学期の始業式の日、薬の副作用のため吐き気がひどくて眠れないことと今後の不安を訴えて保健室で休養、その後早退した。翌日の夜、母親の鎮痛剤を大量服薬し入院したとの連絡があった。仕事の関係で父親は別居しており、母親は祖母の介護もあり心労やストレスが多く、精神的に不安定となり、心療内科で治療を受けていた。また、中学校のときには母親と他の保護者とのトラブルから転校している。今回のケースでは、母親が、いじめが原因で不登校になり、自殺を図ったと訴えたため、学校は調査したが、いじめや自殺未遂の事実は確認できなかった。

3 SSWの支援・取り組み

- 退院後、学校から本人と面談をしたいと申し出たが、家庭訪問当日になると母親から、都合がつかないと断られることが続いた。また、母親は「本人は具合が悪くて寝ている」と言っているが、「本人が友人と遊んでいるところを目撃した」との情報も多数あり、実態がつかめない状況となった。9月上旬に家庭訪問した際に見かけて以来、当該生徒とは連絡が取れなくなった。
- 9月末、SSWも交えてケース会議を行い、母親に対する精神的な治療が必要だが難しいため、父親と面談の機会をつくること、また、母親とSSW、本人と教員の面談の機会をつくること、という方針を確認した。
- 学校が入院の経緯や状況を確認できないことから、SSWが情報収集にあたり、当該生徒が入院したときの状況について、学校に伝えた。
- その後も、学校で頻繁に両親に連絡するが、親との接触も難しく本人と会えない状況が続き、11月に入ってSSWから児童相談所に相談。後日、児童相談所・学校・SSWがケース会議を開催し、対応を協議した。
- 児童相談所が家庭訪問し、本人に接触し、元気であることを確認し、学校とも連絡が取れるようになった。

4 結果

- 学校・本人・保護者が顔をあわせて進路について考える場をもつことができるようになった。
- 当該生徒は、保護者も同意の上で、フリースクールへの転校を希望し、進路変更した。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・平成26年度から始まったSSW配置事業において、高校へ配置したSSWは、担当する地区の学校の約1割の学校へ派遣された。また、3名のSSWが59名の生徒への支援を実施し、今まで相談することができなかった生徒が、SSWに相談でき、問題解決につながっている事例が多い。
- ・平成26年度県全体で、継続支援対象児童生徒が抱える問題への支援は、168件あった。その中で多かった問題は、不登校が46件（27.4%）、発達障害等に関する問題が34件（20.2%）であり、各関係機関と連携しながら、支援することができた。

(2) 今後の課題

- ・各学校に対するSSW配置事業及びSSWの活用に係る周知の継続。
- ・SSWとしての資格を持つ人材の確保と勤務に見合う報酬の確保。
- ・SSWの活用頻度が多い地域のSSWの人員の確保と勤務時間の拡充。
- ・連絡協議会の内容の検討（SSW間の情報交換、市町村等の関係機関との連携づくり）。

秋田県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・不登校や問題行動等の解消

（2）配置計画上の工夫

- ・総合教育センター、北教育事務所、中央教育事務所、南教育事務所の計4か所に配置。
- ・教育事務所に配置することにより、教育事務所配置の臨床心理士と連携した対応が可能。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ＜配置人数＞ 総合教育センター、3教育事務所に計4名
- ＜主な資格＞ 退職教員（校長経験者4名）
- ＜勤務形態＞ 1日6時間×年間96日×4か所

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・事業内容やスクールソーシャルワーカーの役割、活動例について記載したリーフレットを作成し、各教育事務所から市町村教育委員会を通じて、各小中学校に配付した。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー、生徒指導担当指導主事（県教委・地教委）、小・中学校生徒指導主事、警察等の関係機関など

（2）研修回数（頻度）

- ・年9回

（3）研修内容

- ・SSWの任務の在り方について
- ・ひきこもり、不登校に関する医師による講演会
- ・相談事案についての事例検討会

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ひきこもり相談支援者研修会における家族支援の在り方について
- ・事例検討会に医師にも参加してもらい、問題の状況把握・分析・課題について意見交換

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・SVの設置 なし

（6）課題

- ・スクールソーシャルワーカーは広い見識が必要とされる職務のため、研修内容が多岐に及ぶ。そのため研修会等に積極的に参加させたいが、勤務時間等の関係もあり、研修機会を確保することが難しい。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】子供の貧困対策（家庭環境の問題、福祉機関との連携）のための活用事例（①）

- ・保護者の養育姿勢に問題が見られる小学校1年生児童の家庭へ、スクールソーシャルワーカーが働きかけた。
- ・母親自身、朝起きることができず、父は病弱無職で子育てへのかかわりも薄いため、児童は入学以来、ほぼ毎日遅刻をしていた。朝食も食わずに登校しており、服装、身だしなみの世話も行き届いていない様子であった。
- ・給食費等の未納も続いたことから、校長が母親と面接して協力を求めたが事態は改善されず、学校はスクールソーシャルワーカーの支援を求めた。
- ・スクールソーシャルワーカーは、管轄の福祉事務所の家庭相談員に働きかけ、生活保護担当ケースワーカーによる家庭訪問を実施してもらった。また、スクールソーシャルワーカーは数回にわたり学校と福祉の双方と連絡をとり、事態が改善されるよう関わりを継続した。
- ・やがて、校長より「給食費等支払いのめどがつき、母親の養育姿勢にも改善が見られ、子供も元気に登校している」との報告があった。スクールソーシャルワーカーがこのことを福祉事務所に報告し御礼を述べたところ、福祉事務所からは「母親の仕事が不安定なので引き続き見守りたい」との話があった。
- ・学校からの支援要請に応じ具体的な働きかけを継続的に行い、事態が目に見える形で改善された。

【事例2】いじめ解消のための活用事例（②）

- ・小学校5年生女子児童の母親から「娘が学級の中でいじめにあっている」という訴えが学校にあった。
- ・学校では事実を調べて家族に報告したが、なかなか納得してもらえず、事態が進展しなかった。
- ・学校からの要請により、スクールソーシャルワーカーと保護者が面談をして学校に対する要望等を聴き取り、その後、管理職とスクールソーシャルワーカーで今後の対応について協議した。
- ・学校関係者、教育委員会担当者、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーでケース会議を開き、解決の方向、具体策を協議し、校内で支援チームを組織して実行に移した。
- ・半月後、当該児童の状態がよくなったこともあり、保護者は学校の誠意ある対応、対策を理解してくれた。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・スクールソーシャルワーカーの支援によりケース会議を実施した学校では、チーム対応の意識が高まった。また、スクールカウンセラー、適応指導教室、警察、福祉等との連携が進んだ。
- ・学校訪問等で活動紹介を続けてきたことにより、スクールソーシャルワーカー事業への理解が昨年度より広まった。（平成25年度の学校訪問214回→平成26年度の学校訪問284回）
- ・生徒指導上の問題を解決する方法としてケース会議を開催し、方策を明確にしたり、関係機関等と連携したりしたことにより、解決の方向に進んだ事例があった。また、解決に結び付かない場合であっても課題に対する学校の意識を高めることができた。

（2）今後の課題

- ・SV設置の検討
- ・社会福祉士等の資格をもつスクールソーシャルワーカーの任用
- ・スクールカウンセラー等との連携した取組を推進

山形県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめや不登校等を課題とする小学校へスクールソーシャルワーカー（以下SSW）を派遣し、児童の状況や学校・地域の実情を踏まえた支援を行うことができるようにする。

また、各教育事務所に設置してある「いじめ解決支援チーム」の構成員にエリアSSWを含め、「いじめ未然防止」に係る活動・いじめ重大事案発生時の対応を行うことができるようにする。

（2）配置計画上の工夫

県内4教育事務所管内ごとに、各市町村教育委員会からの情報を集約し、課題を抱えている優先順位の高い小学校にSSWを派遣する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

①配置人数：小学校20人（小学校20校）、教育事務所4人（各教育事務所1人×4カ所）

②主な資格：教員資格、精神保健福祉士資格、介護福祉士資格、看護師資格

③勤務形態：週2日×1日6時間×年35週 但し必要に応じて週3日×1日4時間、週4日×1日3時間
（年420時間以内）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

①全県市町村教育委員会指導主事会議において、SSW事業の趣旨及び活動方針について周知し、連携・協力体制の構築を図る。

②県内4教育事務所ごとに、小中学校長会議を開催し、SSW事業の趣旨及び活動方針について周知し、効果的な活用及び改善に向けた方策等について情報交換を行っている。

③SSWの効果的な活用事例を、教育事務所を通じて各市町村教育委員会及び各学校に周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

県全体での研修会、教育事務所ごとの研修会を開催し、支援・相談に係る資質・能力の向上や、関係機関とのネットワーク構築力の向上、SSW相互の情報共有等を図っている。

（2）研修回数（頻度）

県全体での研修会を年2回、教育事務所ごとの研修会を年2回開催

（3）研修内容

県単独で実施している教育相談員（中学校40校配置）と合同の研修会を開催し、各地域における小中間の情報共有や連携強化を図っている。

①第1回全県教育相談員・SSW研修会「ソーシャルワークにおけるアセスメントと組織的支援のあり方」
（講師：日本スクールソーシャルワーク学会理事）

②第2回全県教育相談員・SSW研修会「不登校児童生徒の支援について」（講師：FR教育臨床研究所所長）

③各教育事務所主催による「いじめ・不登校の未然防止と早期・適切な対応について」

（4）特に効果のあった研修内容

具体的事例を基にした実践発表と協議・情報共有

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 無し

（6）課題 関係諸機関との連携による支援を行う能力の向上

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】 貧困対策（家庭環境の問題、福祉機関との連携）のための活用事例（①）

①夫からのDVにより県外から転入した母子家庭。母親と小学校2年の女子児童A子の2人暮らし。母親は夜に接客業を行っているため、夕方から翌朝までは自宅にA子だけである状態が続いており、朝食をとらずに登校したり、遅刻したりする日が目立った。加えて、母親の体調不良による生活環境の不安定さが心配された。転入時に、市の住民課と子育て支援課が関わっている。A子の友達の保護者より、「遊びに来るとなかなか本人が帰ろうとしない。母親は夜に就労しているらしい。」という情報が学校に入る。母親の体調は思わしくないようだが、疾病などは不明で、確認はできていない。

②学校からの課題提起を受けて、SSWは学校、子育て支援課よりアセスメントを行い、A子の具体的状況や生活の様子等の理解を行う。SSWは担任や教頭、A子より、学校での様子や欠席状況等について聞き、子育て支援課にもA子並びに家庭の状況を報告・相談した。A子に対しては信頼関係を構築した上でフロア面談等、アセスメントを行った。

③アセスメントにより、この家庭に関わる関係機関も明らかになり、支援の役割分担を確認した。学校として担任だけでなく職員全体で対応していくこと（朝食をとらないで登校した際の対応や担任が抱え込まない等）。SSWとして担任をパイプ役として、母親との信頼関係を構築すること。その上で、SSWは母親と情報収集を行い、今後、通院先の病院と母親の疾患についての情報共有を行っていくこと、必要に応じて子育て支援課と協働し福祉サービスの調整、就労支援（改善）を行うこと、子育てに寄り添っていくことを確認。子育て支援課は、学校とSSWからの依頼を受けたら、いつでも介入できる体制を整えた。

【事例2】 不登校のための活用事例（③）

①中学2年男子で、自閉症スペクトラム障がい、広汎性発達障がいを持つ生徒B男。本人と母親、中1の弟との3人暮らしの母子家庭。小学校6年時より不登校で小学校卒業後は昼夜逆転の生活で、精神的なケアの必要性や生活環境を整えるために病院に入院して登校している。中学1年6月より全欠、7月より適応教室に登校するが、中2になり全欠。母親に連絡を、本人の声を聞くことも会うこともできなかった。一番の課題は、本人の所在と安否（職、睡眠、健康等）だが、学校ではどうすることもできないという相談を受け、SSWとして、ケース会議の開催をアドバイスした。

②6月に、病院、市教委の指導主事、適応教室、児童相談所、子育て支援課、学校、教育事務所エリア内のSSWの出席でケース会議開催。協議内容としては、学校からの情報や各機関からの情報を整理して、兄弟、母親の支援体制、B男の安否の確認の3点から対応策を協議した。このケース会議を行うことで、それぞれの機関が情報を共有し、解決策を話し合うことができ、大きな前進となった。これを受けて、担任が家から出てきたところのB男を確認することができた。しかし、母親の支援については具体的な対応策が見いだせず、状況についての情報交換に留まった。

その後、母親が病気入院したため、別市町村に住んでいる父親の元で生活することとなり、その地域の中学校に転入。環境が変わったこともあり、別室登校できるようになった。しかしながら、今後の本人とともに弟も心配されるため、支援体制を継続している。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

SSWと学校が支援を行い、改善が見られた事例の割合は、以下の通りである。

①いじめ・暴力行為・その他の問題行動等について：79%

②不登校について（年間30日以上欠席児童：46%、年間30日未満の児童：77%）

以上の数値より、問題行動等については、児童の思いを理解し、寄り添った支援が、改善につながることがわかる。また、年間30日未満の「初期段階」の支援がきわめて効果的だという成果が出ている

（2）今後の課題

本県のSSWは、教員経験者が多く、一人一人の児童・保護者の思いや特性に応じた支援に長じている傾向があるが、医療・福祉等の関係機関との連携・協力体制を構築し、ネットワークによる支援を行った事例についてはまだまだ少ない現状である。改善事例に挙げたような取組みについて、研修会等で共有化し、より視野を広げながら事業の充実を図っていきたい。

茨城県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

社会福祉等の専門性を有するスクールソーシャルワーカーを支援を必要としている小学校及び中学校に派遣し、児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりしながら、問題を抱える児童生徒の支援を行うとともに、福祉的な視点や手法を用いて学校の問題解決能力の向上を図る。

（2）配置計画上の工夫

- ・市町村教育委員会からの派遣要請に応じて、小学校及び中学校に派遣
- ・経験豊富なスクールソーシャルワーカーをスーパーバイザー的に派遣し、スクールソーシャルワーカーの資質の向上や必要に応じて2人体制で対応できる体制を整備

（3）配置人数・資格・勤務形態

①派遣人数：10名

②資格：社会福祉士7名，精神保健福祉士3名，教員免許保有者6名，大学准教授1名，教育相談員3名（重複有り）

③勤務形態：派遣型，原則週1回4時間（派遣回数12回）※実態に応じて，派遣回数を変更・延長可能

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

【主な内容】

スクールソーシャルワーカー活用事業の①ねらい，②派遣方式，③資格，④活動内容，⑤活動にあたっての配慮事項，⑥活動のイメージ，⑦派遣校における一日の様子（例）を記載

【周知方法】

「スクールソーシャルワーカーの効果的な活用に向けて」の資料を作成し，各市町村教育委員会に配付するとともに，指導主事等研究協議会（年3回）等において活用を周知

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

- 年1回（3月）

（3）研修内容

- 大学講師によるワークショップ型研修
- 個別のケース検討及び関係機関等との効果的な連携について
- 派遣校における活動状況についての情報交換等

（4）特に効果のあった研修内容

- 演習シートを活用したワークショップ
- 個別のケース検討及び関係機関との効果的な連携の在り方についての協議

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置：無
- 活用方法：なし

（6）課題

- 研修会の定期的な開催（支援方法等の協議や情報交換の機会の設定）
- 実際の支援に対する助言等が受けられる体制づくり（スーパーバイザーの配置等）

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】貧困対策のための活用事例（①③⑥）

【概要】

A（小4，男子）は，自宅から学校までは徒歩で30分以上かかるため，登下校が面倒になり，不登校になった。学校は，子ども家庭課と連携して，Aの登校を目標に保護者と話し合いの場を設け，保護者と一緒に火曜日と金曜日は登校することを決めたが，1学期の登校は7日（午前中のみ）であり，学校だけの対応では困難と判断，登校に向けスクールソーシャルワーカーの支援が開始された。

【経過と対応】

- ・スクールソーシャルワーカーは，学校がもっているAの情報（発達検査結果，担任や市関係者からの聞き取り）を集めて不登校の背景を調べ，アセスメントを行った。ニーズが分かると，学校や子ども家庭課の考え方が変わった。
- ・スクールソーシャルワーカーが，Aと両親との面談を実施した。両親は，今まで誰に相談したらいいのかわからなかったこと，つらかったことなどを話し，安心した様子が見られた。
- ・自立支援プログラム立案の必要性を子ども家庭課のワーカーと共有，不登校の背景にある複雑な問題を解決していくために，管理職，担任，市教育委員会，子ども家庭課，スクールソーシャルワーカーでケース会議を開く。Aの支援計画を立て，役割分担をした。
- ・スクールソーシャルワーカーが，Aが電車を使い自力登校するプログラムを立て，学校の協力を得ながらプログラムを実行，3学期になり，週に2日は登校が出来るようになった。登校日が増えたことで，Aと母親双方の自立が進んだ。
- ・スクールソーシャルワーカーは，母親との面談を継続して行い母親の心を安定させた。母親は，学校行事にも参加するようになり，学校は，母子の様子に安心感をもった。

【結果】

アセスメント（社会福祉援助技術）をすることで，Aの不登校の背景が明らかになる。学校を中心に市関係部局とスクールソーシャルワーカーが協働し，ニーズに合った支援をすることで登校に改善がみられた。登校が最終目的ではなくプランの第一歩であったが，スクールソーシャルワーカーは，Aの医療機関の受診，母親の就労支援もプランニングして取りかかっていた。家庭全体に対する継続した支援が必要なケースであった。

【事例2】心身の健康問題に対応するための活用事例（①⑥）

【概要】

スクールカウンセラーより「気になる生徒がいる」とスクールソーシャルワーカーに情報が入る。生徒B（中1女子）にリストカットが見られ，カウンセリングでは自殺を話題にしていたとのこと。スクールソーシャルワーカーが学校にBの状況を確認すると，学校もBに関する問題を把握をしたばかりであったため，Bのもつ問題を明らかにすることが急がれ，スクールソーシャルワーカーによる支援が開始された。

【経過と対応】

- ・管理職，養護教諭，担任，学年主任，スクールソーシャルワーカーでケースカンファレンスを開く。
- ・ジェノグラムを作成し複雑な家庭環境が明らかとなった。Bの生活環境を基に，学校の対応について話し合った。スクールソーシャルワーカーが，母の病気に関する生活上の困難さや父親やBの抱える困難さを学校に説明したことで，学校もBへの対応がしやすくなった。
- ・Bは，医療機関を受診した。養護教諭と学年主任，スクールソーシャルワーカーが受診に同行した。医師の診察と意見を家庭と学校とで共有することができた。Bに安心した様子が見られた。
- ・スクールソーシャルワーカーが，父親と面談したことで，不安定であった父親に落ち着きが見られ，家庭と学校との関係が改善された。

【結果】

生徒が自殺を考える，という深刻なケースであったが，学校が生徒のメッセージを早期に拾い上げたことがよい結果につながったと思われる。リストカットという状況に隠れている複雑な背景をスクールソーシャルワーカーがアセスメントで明らかにし，学校はBに対する適切なかわり方を考えることができた。Bの心の健康は学校の対応で危機を乗り越えることができたが，家庭環境には問題が残されている。子どもの精神科医療には大人の見守りが重要であり，Bの家庭環境全体への継続した支援が必要であると思われる。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 平成23年度の事業スタートから4年目を迎え，スクールソーシャルワーカーに対するニーズが増加
 - ・派遣回数214回（+27回）：小学校13校（+1校），中学校8校（+3校）
市立特別支援学校1校（+1校）
 - ・児童生徒への支援件数198件（+25件）〔解決・好転したケース50件（-11件）〕
 - ・関係機関とのケース会議の開催回数36回（+13回） ※（ ）内は前年度との比較

（2）今後の課題

- 派遣先市町村教育委員会との連携強化（市町村教育委員会担当者とのケース会議・協議会等の実施等）
- 配置方法・配置時間の検討（学校のニーズに応じた対応，配置型への移行等）

栃木県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校の努力にもかかわらず解決が困難な問題を抱えている学校に対して、県教育委員会、専門家、市町教育委員会等が協力して、保健福祉部局などの関係機関、地域の人材と連携を図りながら問題の解決に向けた学校支援を行う。

（2）配置計画上の工夫

スクールソーシャルワーカーを各教育事務所（7ヶ所）に1名ずつ配置し、福祉部局との連携や児童生徒、保護者への支援等、その専門性に応じて県内全域の学校に幅広くかかわれるようにした。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 7名
- ・資格等 社会福祉士1名、県福祉部局OB4名、県警OB2名
- ・勤務形態 1日当たり6時間、週3日勤務、年間勤務日数105日

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

栃木県スクールソーシャルワーカー取扱い要項（事業の目的、事業の内容、スクールソーシャルワーカーの主な業務、予算等）に準じて、各教育事務所が、地区の実情に応じた活動方針を策定し、文書や市町教育委員会主催の生徒指導担当者連絡会議等にて周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・全スクールソーシャルワーカー、配置教育事務所指導主事

（2）研修回数（頻度）

- ・年3回

（3）研修内容

- ・事例研究会
- ・市町教育委員会、学校との連携の在り方 等

（4）特に効果のあった研修内容

- ・各学校が抱える児童・生徒指導に関する課題等への対応についての事例研究
- ・教育機関と福祉部局及び警察機関との連携を図り対応した事例研究

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有

○活用方法

- ・対応策の決定の際や対応に困った場合などには、スクールソーシャルワーカーのスーパーバイザーである弁護士や精神科医からアドバイスを受ける。

（6）課題

- ・対応事例が多様化してきており、スクールソーシャルワーカーの資質向上が求められている。そのため、学校や家庭のニーズに答えることができる資質を身に付けることができる研修内容が求められている。
- ・各教育事務所に1名ずつの配置であることから、スクールソーシャルワーカー同士の横のつながりや情報交換が難しく、対応事例についての相談、連携が難しい。研修機会を増やすことによって連携を取りやすくしたいが、勤務日数も限られており難しい。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】生活拠点が安定しない家庭への対応のための活用事例（①）

学校からの連絡が保護者に正確に伝わらないことや児童の生活拠点が転々としているなど、児童の養育状況に問題が認められ、学校は市教育委員会へ相談した。市教育委員会は市の福祉部局と連携を図ると共に、県スクールソーシャルワーカーを要請した。

県スクールソーシャルワーカーは、学校を訪問し収集した情報を基に、市の福祉部局の担当者と家庭訪問を行った。その結果、両親は離婚を考え別居していること、両親の都合により児童の生活拠点が転々としていること、父親（外国籍）は日本語の会話が不自由であり就労状態が不安定であることなど、生活や子育てに困難を抱えていることが分かった。

そこで、県スクールソーシャルワーカーは両親に対して、「子育てを最優先で考えること」、「子供の生活拠点を安定させること」等を助言した。その後、父母の関係に一定の改善が見られ、家族の生活拠点も安定したため、今後は市の福祉部局による定期的な家庭訪問で家族を支援することとなった。

【事例2】家庭内暴力への対応のための活用事例（③、⑤）

不登校傾向があり、家庭内で精神障害の母親に暴言や暴力を振るっている男子生徒について、母親の妹から市の障害福祉課に相談があった。相談を受けた市の障害福祉課は、学校と県スクールソーシャルワーカーに、その生徒への対応についての情報交換と父親との面談に同席するよう要請があった。

県スクールソーシャルワーカーは父親と面談をしたが、父親は息子の母親に対する暴力について認めず、反抗期の一時的なものと考えていた。また、不登校については気にしているようではあるが、能動的に改善しようとしないうえに様子を見ていた。

県スクールソーシャルワーカーは父親に対し、暴力がエスカレートすると事件となり取り返しのつかないことになるので、そのような兆候が見られた場合には躊躇なく学校や関係機関に相談してほしいこと、母親との適切な関係性を構築していくためにも母親の治療に協力してほしいこと、男子生徒にとって学校に登校することは基本であるので、背中を押して登校に結びつけてほしいことなどを伝えた。

父親は県スクールソーシャルワーカーの助言を受け、息子の暴力を防止するために父親、母親の妹、祖母等の関係者間で話し合いを持ち、日常生活の状態が改善され、不登校の状況も改善された。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

①訪問相談（学校への計画訪問、学校、市町教委からの要請による訪問、家庭、関係機関への訪問等）

…延べ391回（前年延べ181回）

②来所相談（保護者、児童生徒、教職員を相手にした来所による相談）…延べ14回（前年延べ4回）

③電話相談（保護者、児童生徒、教職員を相手にした相談、関係機関との情報交換など）

…延べ110回（延べ57回）

④その他（研修会への参加、講演活動、各種会議への参加など）…延べ98回（前年延べ47回）

- ・前年度4名から7名に増員したこと、スクールソーシャルワーカーの活用についての啓発が浸透してきたことにより、学校、市町教委、関係機関からの要請が増えた。
- ・学校と保護者という関係性から離れた立場から助言することにより、学校としては保護者に伝えることが難しく、学校の指導方針を補強するような内容を伝えるなど、状況の改善に結びつけるような働きかけができる。

（2）今後の課題

- ・学校現場からは専門的立場からの助言が求められることが多い。それぞれのSSWには得意分野があるが、学校や児童生徒、保護者のニーズに答えることができるためにも連絡協議会や研修会を計画的に実施し、SSWの資質向上を図る必要がある。
- ・スクールソーシャルワーカーを配置する市町も増えてきた。今後、県と市町でどのような連携が可能か模索していく必要がある。

群馬県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う、スクールソーシャルワーカー（SSW）を配置した教育相談体制を整備する。

（2）配置計画上の工夫

スクールソーシャルワーカー3名を県内3つの教育事務所に配置し、市町村教育委員会からの要請により、県内全域の学校に幅広く関わられるようにした。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：3名
- ・資格：社会福祉士の資格を有する者 2名
社会福祉士及び精神保健福祉士の資格を有する者 1名
- ・勤務形態：6時間／回、30回／年（180時間）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

市町村教育委員会への配置通知と合わせて「スクールソーシャルワーカーの活用について」等通知した。また、スクールソーシャルワーカーの特長や役割、期待される成果について、具体的な事例をまとめた「SSW事例集」を作成し、市町村教育委員会を通じて配布し、学校現場への周知を図った。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・全スクールソーシャルワーカー、配置教育事務所生徒指導担当指導主事、県内スクールカウンセラースーパーバイザー

（2）研修回数（頻度）

- ・年間1回（9月）

（3）研修内容

- ・群馬県教育振興基本計画、心のケアシステム推進事業について
- ・小中学校の問題行動等の現状について
- ・活動実績及び活動計画について
- ・問題を抱える家庭に対する支援の仕方について

（4）特に効果のあった研修内容

- ・学校の教育相談体制の充実について、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーという異なる立場で意見交換し、教職員との協働に向けた取組について協議した。
- ・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、教職員の専門的側面と重複している側面について共通理解を図り、3者が協働的・補完的に児童生徒支援に関わっていくことを確認した。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・スーパーバイザーの設置 なし

（6）課題

- ・スクールソーシャルワーカー同士の交流（情報交換）を充実させ、担当する事案を教職員とどのように連携して支援していくかについて共通理解を図る必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】衝動的に暴力を振るう小学4年A男のための活用事例（①⑤⑥）

1 学校における本人の課題

A男は要求が通らないと興奮し、暴言を吐いたり、突然暴行したりする。

2 A男を取り巻く環境の問題

- ・父親はアルコール依存症で、昨年まで入院して治療。お酒を飲まないときは、おとなしい。無職。
- ・母親に対して父親は暴力を振るうときがある。母親がパートで働いているが、生活は困窮。
- ・A男はうつ傾向で通院。母親の言うことはきかない。父親のことを恐れている。

3 SSWによるアセスメント（見立て）とプランニング（支援策）

- ・小さい頃から父親の態度を見て育ち、悪いモデルとなっている。福祉サービスを利用して、経済的援助で家族の生活を安定させる。DVや虐待等を想定して、チームで家庭を見守る。

4 連携した関係機関とその役割

- (1) 医療機関：アルコール依存症専門外来から入院時の情報を収集。連携した対応をした。
- (2) 女性相談所・児童相談所：DV・身体的虐待を疑い、通告を視野に入れた連携をした。
- (3) 福祉事務所：母親の通院費を扶助した。

【事例2】経済的困窮で高校進学に悩む中学3年B男のための活用事例（①③⑥）

1 学校におけるB男の課題

母親の調子が悪く起きられないときは、B男も起きられず欠席してしまう。学校に来ては友達とかかわれず、相談室で過ごす。

2 B男を取り巻く環境

- ・母子家庭。大学生の姉とB男の3人暮らし。電気が止められるなど、生活が困窮。B男の児童手当と児童扶養手当を生活費に充てている。母親は精神科に通院で就労困難。
- ・特に問題行動はないので、福祉的支援を受けながら、高等学校に進学することがもっとふさわしいと思える。

3 SSWによるアセスメント（見立て）とプランニング（支援策）

母親は車が持てないという理由で生活保護申請を拒否。B男が高等学校に進学するためには、姉がアルバイトで生活を支えていく必要がある。母親を見守りつつ、各種福祉サービスを案内する。

4 連携した関係機関とその役割

- (1) 児童相談所：母とB男の生活状況の把握及び助言をした。
- (2) 保健福祉事務所：母子寡婦福祉資金のB男への貸付（修学資金）を検討した。
- (3) 福祉課：精神障害者福祉手帳を申請、生活福祉資金貸付を検討した。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

① 支援状況

- ・支援件数 のべ124件（問題が解決または支援中であるが好転35件）
- ・主な支援内容 不登校、家庭環境の問題、児童虐待、非行・不良行為、発達障害等に関する問題

② 成果

- ・家庭環境に原因があると考えられる児童生徒の支援に対して、SSWが関わったことで関係機関との連携した支援を進めやすくなった。
- ・困難を抱える児童生徒に教職員とSSWが協働して支援することにより、福祉の視点からの支援を学校現場に取り入れることができた。

(2) 今後の課題

- ・教職員や保護者にSSWの果たす役割と活用方法について更に周知を進める。
- ・困難事案解決のためのSSWと教職員の効果的な連携についての共通理解を進める。

埼玉県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校と連携し、子供が置かれた様々な環境へ働きかけを行うとともに、関係機関等とのネットワークを活用しながら、問題を抱えている子供及びその保護者等に支援を行い、問題の解決を図る。

（2）配置計画上の工夫

小・中学校対応のスクールソーシャルワーカーについては、配置を希望する市町村教育委員会が実施計画書を県に申請する。県教育委員会は、計画書とその市町村の生徒指導上の課題等を踏まえ、県内配置のバランス等を考えて配置の計画を立てている。

高校にあっては、全定時制高校（24校）に対応するため、8校を拠点校として配置する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

○配置人数：44市町に48人、拠点校となる定時制高校8校に8人

○主な資格（重複あり）

社会福祉士（6人）、精神保健福祉士（5人）、社会福祉主事（5人）、認定健康心理士（2人）

家庭関係心理士（1人）、臨床心理士（3人）、介護福祉士（2人）、教員免許（34人）など

○勤務形態：1日6時間 週2日 年間90日（定時制高校のうち2名は、週3日 年間135日）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

○「埼玉県スクールソーシャルワーカー活用指針」を策定し、市町村教育委員会及び学校へ配布して活用を図っている。また、スクールソーシャルワーカーに対しても連絡協議会で周知している。

主な内容として、「スクールソーシャルワーカーを活用することが効果的と考えられる子供」「スクールソーシャルワーカーの活動内容」「連携を図る関係機関（関係者）」などを具体的に示している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

○市町村及び定時制高校配置のスクールソーシャルワーカー

○配置市町村教育委員会の担当者及び参加希望のある未配置市町村教育委員会の担当者

（2）研修回数（頻度）

○年間3回（4月、8月、1月）

（3）研修内容

○第1回：事業概要及び県の生徒指導上の課題説明、グループ協議（近隣市町村グループ）

○第2回：実践発表、講演（日本社会事業大学名誉教授・大学院特任教授 山下英三郎 氏）

○第3回：事例研究（グループ協議）

（4）特に効果のあった研修内容

○第2回の講演では、活動や課題事例に対してのスーパーバイズも併せて実施した。

○第3回的事例研究では、グループで各自のレポートをもとに改善事例と課題事例についての協議を行うことで、今後の活動につながる事例や対応に関する多くの情報を共有できた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置：なし

（6）課題

○教育と福祉のそれぞれの分野において、知識や技能を高める研修の必要性

○資質向上の機会として有効な研修回数の設定

○研修プログラムの工夫（講義・演習・協議等の研修形態、グルーピングなど）

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】 貧困及び不登校対策のための活用事例（①・③）

高校生のAは精神疾患のために通院をしており、不登校傾向で欠席日数も多い。スクールソーシャルワーカーは、担任を通じてAの家庭が経済的に困難な状況であり、このままではAは病院に行くことができず、さらに精神的に不安定となって欠席も増加する恐れがあるとの相談を受けた。

そこでスクールソーシャルワーカーはAと面談をし、生活保護等の福祉制度の説明や手続きの方法を案内するとともに、自治体の福祉担当者と連絡を取り、情報共有をした。その後、Aの保護者とも面談をして生活保護等申請の手続きの説明と働きかけをしたところ、Aの保護者は生活保護申請の手続きを行った。

その結果、生徒は通院を再開することができ、精神状態も安定してきた。そして、登校への意欲も高まり、学校への出席も増えてきた。

【事例2】 学級で落ち着かない児童の支援のための活用事例（①・⑥）

小学生のBは学級の友人と人間関係をうまく築けずに、頻繁にトラブルを起こしていた。担任が粘り強く指導をしても、気に入らないと机をたたいて大きな音をたてたりすることを繰り返していた。また、学校が家庭と連絡を取っても批判的で、協力してBを支援することが困難であった。

担任からの相談を受けたスクールソーシャルワーカーは、Bからじっくり話を聞いて思いを受け止めるとともに、管理職や担任から本人や家庭の状況等についての情報交換を重ねた。また、家庭訪問をして保護者と面談をすると、近隣住民との付き合いがうまくできていないストレスを抱えていることもわかった。そこで、スクールソーシャルワーカーは、自治体の福祉担当とも連携を取り、近隣住民との関わりも含めた保護者への支援を依頼するとともに、学校職員とは家庭訪問を重ねて保護者との人間関係の構築に努めた。

その結果、保護者の学校に対する態度は次第に好意的になるとともに、Bの支援について保護者と協力しながら進めていくことができるようになった。また、Bの行動も少しずつではあるが改善の傾向を見せてきている。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成26年度の「スクールソーシャルワーカー活用事業における活動記録」によると、支援対象児童生徒の抱える問題としては、「家庭環境の問題（1,686人：37.8%）」、「発達障害等に関する問題（943人：21.1%）」、「不登校（809人：18.3%）」の順に多く、これらで全体の約77%を占めている。また、それぞれの問題に対するのべ相談件数は3,537件、2,291件、6,620件であり、スクールソーシャルワーカーが支援を継続的に展開している様子がうかがえる。

本県では、平成20年度から小学校における対応を主として平成26年度までに、全62市町村のうち45市町に配置しているが、この間の配置市町における不登校児童数の増減は、のべで207人減少、1市町当たり平均で4.6人減少となっており、未配置市町村の約5倍となっている。

また、平成24年度からは定時制高等学校にも配置しているが、支援対象生徒の抱える問題として、「家庭環境の問題」の占める割合が市町配置よりも高い48.0%（194件）となっている。「家庭環境の問題」は、生徒の中途退学防止や進路に係ることが多く、その支援の一端を担うスクールソーシャルワーカーの重要性がうかがえるとともに、成果としても中途退学者数の減少という形で表れてきている。（平成24年度136人減少、平成25年度92人減少）

（2）今後の課題

- 現行の週2日の勤務形態では、抱えている案件が多くなると継続的な支援や緊急の支援に対応しにくい。また、こうしたケースは学校数や要支援件数が多い市町村で生じやすく、その改善のための適正な配置数や勤務日数の整備・充実をしていく必要がある。
- 特に家庭環境に課題がある家庭への訪問や面談が、夕方や夜間の方が設定しやすい現状を考えると、勤務時間等の設定について、さらに工夫していく必要がある。
- スクールソーシャルワーカーとして必要とされる社会福祉及び教育に関する知見や実践力を身につけるため、研修機会の確保・充実や育成システムを構築していく必要がある。

千葉県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・様々な困難を抱える児童生徒の状況に応じて、家庭や福祉機関等の関係機関への働きかけ及び関係者に対する支援・相談を行う。

（2）配置計画上の工夫

- ア 地区不登校等対策拠点校（公立小中学校）12校中5校（各教育事務所1校）に配置し、地区の事案を中心に、教育事務所管内の公立小中学校、県立高等学校の事案に対して対応
- イ 地域連携アクティブスクール（県立高等学校）2校に配置し、校内の事案に対して対応

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ア 5名（社会福祉士4名、精神保健福祉士1名）
年間543時間（週2日35週、1日7時間45分）
- イ 2名（社会福祉士かつ精神保健福祉士1名、準ずるもの1名）
年間624時間（週2～3日、週31時間以内）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ア 「活用の指針（教育事務所〈市町村教育委員会・学校〉用）」を策定し、配付するとともに、管下の学校への配付を依頼し、周知を図っている。
- イ 「活用の指針」は策定していないが、要項を作成している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

5名全員

（※研修は地区不登校等対策拠点校配置のスクールソーシャルワーカーのみ実施）

（2）研修回数（頻度）

5回（スクールカウンセラー合同2回、訪問相談担当教員合同3回）

（3）研修内容

スクールカウンセラー合同研修会（全体会・地区別）では、講話及び情報交換、グループ別協議等を実施した。訪問相談担当教員合同研修会では、講話及び協議を訪問相談担当教員と一緒に行うとともに、スクールソーシャルワーカーのみでの事例検討会を実施した。

（4）特に効果のあった研修内容

それぞれが抱える様々なケースに対する事例検討会を行ったことは、今後のケース対応をしていく上で大変有効であった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 なし

（6）課題

スクールカウンセラーや訪問相談担当教員との連携の在り方について検討していく内容が多かったが、一年を終え、おおよそ見えてきたため、スクールソーシャルワーカーに特化した内容を充実させていく必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校改善のための活用事例（①③）

中学3年生の生徒A。中学校入学以来ほぼ全欠状態。ぜんそくなどの持病があり、学習の遅れも見られた。両親離婚後、生活保護を受給して母親と2人で暮らしていた。母親は病気がちで、精神的に不安定になることもあった。父親は近くに住んでいたこともあり、Aとはたまに交流があった。

学校と保護者の意思疎通がうまくいかず、進路のこともあり、秋になって地区不登校等対策拠点校の訪問相談担当教員及びスクールソーシャルワーカーに支援の要請があった。家庭訪問をしてもなかなかAには会えず、母も体調不良で時々訪問のキャンセルがあり、なかなか支援が進まなかった。訪問相談担当教員がAの相談等を担当し、スクールソーシャルワーカーが母のケアを担当することにした。また、家庭訪問後は、訪問相談担当教員とともに親子の状況を学校に報告し、親子に必要な支援を学校から得ることにした。

母が体調不良になることが多かったため、市の家事支援等の情報提供をしたり、年末に母が精神的不安定になり、地域での見守りも必要であったため、生活保護担当のケースワーカーに状況説明をし、家庭の見守り等を依頼したりした。学校からは、民生児童委員に親子の見守りを依頼した。年明けにはケースワーカーが家庭訪問に同行してくれたため、Aにも会うことができた。Aには病院受診の必要があったため、ケースワーカーが同行して受診できた。

進路については、担任がAに情報提供し、訪問相談担当教員とスクールソーシャルワーカーとで学校の下見に同行した。Aは通信制の高校に進学を果たした。

【事例2】発達障害の疑いのある生徒の就職支援のための活用事例（⑥）

発達障害の可能性があるために進路指導に行き詰っていた生徒に対し、スクールソーシャルワーカーからハローワークへの訪問を提案し、担任とともに同行した。

これをきっかけに、生徒の就職に向けた意識が向上した。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・「継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況」を見ると、延べ176件の問題に対し、68件が「問題が解決」または「支援中であるが好転」している。
- ・平成25年度まで教育事務所に配置していたスクールソーシャルワーカーを地区不登校等対策拠点校へ配置換えし、配置時数も増やしたことにより、学校や家庭、関係機関等への訪問回数は約7倍、ケース会議の件数では約3倍となった。また、訪問相談担当教員と連携し、事案に対応していくことができた。
- ・地域連携アクティブスクールへのスクールソーシャルワーカー配置により、子どもと親のサポートセンターや市役所、児童相談所、発達障害者支援センター等の関係機関との連携が深まり、生徒の抱える課題に対して、より適切な対応が可能となった。

（2）今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーの認知が高まり、活用が求められる中、千葉市及びスクールソーシャルワーカー配置の地域連携アクティブスクール2校を除く千葉県全域を5名で対応するのはかなり困難である。依頼があっても十分に対応することができない場合もある。
- ・地域連携アクティブスクールにおいては、スクールソーシャルワーカーが効果的に機能する教育相談体制の構築など、校内体制の更なる充実を図る必要がある。

東京都教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、生活指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用するなどし、相談・連携体制の整備を図り、問題を抱える児童・生徒への支援を行うために配置している。

（2）配置計画上の工夫

実施主体を区市町村教育委員会とし、学校や地域の実態や関係機関の設置状況等に応じた適切なネットワークによる支援体制の構築ができるよう工夫している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数 109人
 - 実施地区 42区市町
 - 資格
 - i) 社会福祉士〔70人〕
 - ii) 精神保健福祉士〔37人〕
 - iii) その他社会福祉に関する資格〔11人〕
 - iv) 教員免許〔31人〕
 - v) 心理に関する資格〔27人〕
 - vi) その他SSWの職務に関する技能の資格〔7人〕
- ※複数回答のため、総和は配置人数を超える。
- 勤務形態 事業を実施する区市町村教育委員会が、学校や地域の実情やニーズにより設定しており、派遣日数及び時間、報酬等は実施地区ごとに異なる。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- 策定 児童・生徒の健全育成上の課題の解決に向けて、スクールソーシャルワーカーを活用した児童・生徒等への支援を円滑かつ効果的に推進するための基本事項を示した「スクールソーシャルワーカーを活用した健全育成の推進」を策定した。
- 主要内容 「SSWとは」、「SSWの採用」、「SSWによる対象となる事例」、「SSWによる支援」、「SSWの配置形態」、「教育委員会による支援」、「学校における効果的な活用のために」、「SSWの活用事例」、「ネットワークを構築する関係機関・人材の例」等
- 周知方法 健全育成担当者を対象とする連絡会等を通じて、区市町村教育委員会に繰り返し周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

スクールソーシャルワーカーを対象とする研修については、事業を実施する区市町村教育委員会において必要に応じて実施している。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例（②）

教育委員会事務局内に設置する「学校問題解決支援チーム」に、心理職や警察OB、指導主事等とともに、スクールソーシャルワーカーを配置し、早期対応による学校支援と専門家によるチームとしての学校支援を行っている。各学校は、いじめを認知した時点で、学校問題解決支援チームにその旨を報告し巡回型スクールカウンセラーが状況の確認を行い、家庭への支援が必要であると判断される場合には、スクールソーシャルワーカーが中心となり、医療機関や福祉関係部署、警察等の関係機関との連携を図り、相談・同行・代弁の各機能を活用し、家庭を支援している。

【事例2】家庭環境の問題が改善された事例（①、⑥）

当該児童は、登校はできていたが、学用品が十分整わない、衛生面で不十分で、時折、異臭がする等の状況があった。学校は、家庭に働きかけてきたが、改善が見られず、対応に苦慮していた。

スクールソーシャルワーカーの対応

スクールソーシャルワーカーが、ケース会議後、家庭訪問するとともに、関係機関と連携し、改善の進行管理を行うことで、「誰が、いつまでに、何をする」ということが明確になった。

その後、福祉部門の担当により、家庭における当該児童の居住空間の改善が図られ、児童は、毎日歯磨きする、入浴する等の生活習慣の確立につなげることができた。

【事例3】不登校が改善された事例（③）

当該生徒は、コミュニケーションが苦手で、理由が明確でない欠席が多く、保護者に教育相談を促してきたが、保護者の疾患により、教育相談ができない状況が続き、対応に苦慮していた。

スクールソーシャルワーカーの対応

当該生徒は、学校外の場での学習を希望したが、保護者の理解が得られないことや送迎が難しいことから、実現できない状況にあった。スクールソーシャルワーカーが関わり、ケース会議や面談を行うことにより、適応指導教室への入室が実現できた。通室の際には、スクールソーシャルワーカーが付き添うことにより、毎回定時に通室が可能になり、その結果、規則的な生活を送れるようになった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- スクールソーシャルワーカーの効果についての周知が広く浸透してきており、平成26年度の実施地区は、42地区となっており、前年度より、5地区増加した。
- スクールソーシャルワーカーが、家庭や学校等、児童・生徒の置かれた環境に働きかけること等の事例は5,748件であり、前年度比25%増であった。
- 不登校に関連した対応した事例では、37%が解決したか、好転する状況が見られた。
- いじめに関連して対応した事例では、47%が解決したか、好転する状況が見られた。

（2）今後の課題

- スクールソーシャルワーカー活用事業の実施を希望する区市町村教育委員会は増加傾向にあることから、事業実施に向けて、スクールソーシャルワーカーやスーパーバイザーの人材の確保とともに、資質・能力を高めること。
- 本事業の成果について更なる周知・啓発を行い、スクールソーシャルワーカー活用事業の一層の充実を図ること。

神奈川県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

問題を抱えた児童・生徒が置かれた「環境への働きかけ」や「関係機関とのネットワークの構築」等により、問題行動等の未然防止や早期解決に向けた対応を図るため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者をスクールソーシャルワーカー（以下、SSWとする）として学校へ派遣している。

（2）配置計画上の工夫

各教育事務所に配置されたSSWは、中学校区を単位とした重点対応地域を中心とした活動と、市町村教育委員会や学校からの要請を受け、長期化・重大化を防ぐ必要がある事案への対応を行っている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

SSWを4教育事務所に配置型6名、巡回型6名、合計12名配置し、主な資格は社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、教員免許状所有者等である。勤務形態については、配置型で年間245時間（1回7時間、年間35回）、巡回型で年間364時間（1回7時間、年間52回）である。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」及び「関係機関との連携支援モデル」を作成し、県教育委員会のホームページにてSSWの役割等を周知するとともに、各教育事務所や市町村教育委員会が実施する研修会等で活用し、学校の教職員等がスクールソーシャルワークの視点に立った支援の手法等を取り入れ、児童・生徒指導の充実を図るための取組を進めている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカースーパーバイザー（以下、SSWSV）、SSW、教育事務所及び各市町村教育委員会担当指導主事、保健福祉局関係職員（児童相談所、保健福祉事務所、精神保健福祉センター、市保健福祉事務所等）

（2）研修回数（頻度）

連絡協議会 年2回 連絡会 年2回

（3）研修内容

【連絡協議会】子供の生活環境における現状と課題から「子供の貧困問題」等について講師を依頼し、それぞれの現状と課題等についての講義を受け、地域ごとに関係機関との連携のあり方をテーマに、顔の見える関係づくりと関係機関との連携を進めるポイント等について協議を行った。

【連絡会】支援を要する子供、保護者への関わりにおける専門職の心構えについて講演を受け、支援の役割分担及び相互理解と連携のために必要なことを学び、実際の対応についての検討及び協議を行った。

（4）特に効果のあった研修内容

協議の場面で、関係機関ごとに対応事例を話してもらい、関係機関のできることを具体的に話す場面を設定した。関係機関との連携の必要性は分かっているが、何を依頼できて、何が対応できることなのかを事例を通して理解することができた。顔の見える関係づくりだけでなく、他の機関が対応できる内容を知り、今後の相談等に資することができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SSWSVを教育局に1名配置している。勤務形態は、年間574時間（1回7時間、年間82回）である。教育事務所配置のSSWに助言指導を行うとともに、県立学校及び市町村教育委員会や市町村立学校の要請により、事案に対応する。

（6）課題

SSWが限られた勤務時間で行う効果的な研修のあり方。SSW個人の経験や資質の差による影響を少なくするため、県としてSSWが必要とする相談スキルの向上を図ることが必要と考えられる。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】 その他（家庭環境及び本人の発達等に関する問題）の活用事例（⑥）

小学生女子児童。入学当初から言語によるコミュニケーションが難しい。両親は外国籍で、祖母も日本語をうまく話せず、実母の本児への関わりがうまくいかない。虐待の疑いもあり、児童相談所が介入したがうまくいかなかった。SSWが状況を把握しはたらきかけ、要対協ケース会議を実施することとなった。役割分担として、本人への面接はSCで、実母との面接はSSWと確認した。SCの面接から本児の発達検査を行ったことを機に、実母への子育ての支援体制を校内中心で進めることができた。要対協ケース会議で児相から状況に対するコンサルテーションを受け、本児にもことばの教室への通所を勧め、コミュニケーション能力の向上を図る。学校に対する信頼関係も少しずつ構築され、実母が家庭で安定が図られることで、本児のことばの教室への通所も進んだ。

【事例2】 不登校の活用事例（③）

中学生女子生徒。部活動の友だちとのトラブルをきっかけに登校しぶりがあり、同級生との関係にも広がり、不登校の状態となった。学校の対応でもなかなか改善が見られないため、SSWに依頼があった。SSWが本人、保護者を含めた情報を集め、校内ケース会議のなかで、目標を学校復帰と本人の進路設定と確認され、具体的な支援目標、役割分担を行った。学年主任は本人と、SSWが保護者と面談し、その結果を教育相談コーディネーター及び担任と共有した。本人・保護者とも適応指導教室への入室を希望したため、教育相談コーディネーターが適応指導教室への手続きについて確認のうえで話を進め、受験時までを目安に適応指導教室への通室が実行された。またSCが本人との面談の継続実施を行い、本人の精神的なケアを中心に行われ、最終的に本人は週1回であるが、放課後登校ができるまでに至った。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成26年度の支援対象児童・生徒数は、小学校525名、中学校414名、高等学校15名、計954名で、うち継続者数は、小学校404名、中学校319名の計723名であった。また、連携した関係機関等については、件数の多い順に、「児童家庭福祉の関係機関」1,391件、「教育支援センター等の学校外の教育機関」1,360件、「保健・医療の関係機関」829件で、全件数の合計は5129件であった。継続支援対象児童生徒の抱える問題については、件数の多い順に「家庭環境の問題」228件、「不登校」179件、「発達障害等に関する問題」76件で、全件数の合計は746件となっている。

学校だけでは解決することが困難な課題を抱える相談について、学校や教育委員会によってSSWが派遣されている地域では、家庭環境の背景を把握し改善することにより、子供の学校生活がより安定したものになる件数が以前よりも増加する傾向が見られる。支援を要する児童・生徒についての要因が複雑化しているが、SSWが現状についての見立てを行い、関係機関との連携を適切に行うことができているため、課題の重大化をせずにいる状況も多く見られる。

（2）今後の課題

SSWの事業開始から6年が経過し、SSWの成果や課題を把握したうえで、県SSWと市町村SSWの役割を明確にすることが考えられる。県内でSSWの人数が増加しているため、一堂に介する必要がある会議と、一定の地域（教育事務所等）で行う研修会の違いを考え、実施していくことが必要と考えられる。

今後、各学校の相談件数の増加が予想され、市町村教育委員会と連携し、相談体制を整備する必要がある。SSWの派遣体制を整えつつ、SSWを核とした間接支援体制の構築を行う必要がある。そのために、各学校の教職員が児童・生徒の支援を行うために、SSWから必要な視点や手法を学び、主体的に関係機関と連携できるよう研修活動等を充実する手法を考えていく。

新潟県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ① S S Wを核とした市町村のサポートチーム、カウンセラー等との緊密なネットワークの構築
- ② 学校だけでは対応できない事例に対する体制整備や指導力の向上
- ③ 児童生徒への継続的支援による問題の未然防止と解決

（2）配置計画上の工夫

- ① 県内3つの教育事務所に4人配置
〔上越地区1人（108校）、中越地区2人（293校）、下越地区1人（152校）（ ）は26年度の小中学校数〕
- ② 学校からの派遣要請に応える「単独派遣型」と、県の総合支援チームと連携しての「連携派遣型」
- ③ S S Wのスーパーバイザーとして、県の総合支援チームの臨床心理士を充てる。
- ④ 勤務条件、旅費申請と運用、復命と実施報告等について運営委員会を実施する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数4人〔有資格：社会福祉士（3人）精神保健福祉士（1人）臨床心理士（1人）（重複あり）〕
- 各教育事務所長が週30時間の勤務を割り振る（週4日 8:45～17:15）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

パンフレット「スクールソーシャルワーカーを有効に活用するために」A4版4ページを各教育事務所から、市町村教育委員会を通し、各学校にメールでデータ配信する。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

県採用4名のS S Wと各教育事務所の担当指導主事

※ 全県サポートチーム連絡協議会、施設訪問研修については市町村採用のS S Wも参加している。

（2）研修回数（頻度）

- 生徒指導担当指導主事会議（年3回）
- 全県サポートチーム連絡協議会（年3回）
- 事例検討会（年3回）
- 施設訪問研修（年1回）

（3）研修内容

- 生徒指導担当指導主事会議：生徒指導上の喫緊の課題確認、各教育事務所管内の情報共有を実施。
- 全県サポートチーム連絡協議会：本事業を効果的かつ円滑に実施するために事業周知及び情報交換を実施。協議会終了後にS S Wと担当者による運営協議会を実施。
- 事例検討会：事例を持ち寄り検討。臨床心理士の指導を受ける。
- 施設訪問研修：児童相談所、サポートセンター等で現地研修を実施。

（4）特に効果のあった研修内容

○ 施設訪問は、訪問先の担当者などから対応中の事例や施設としての課題等の説明を受け、児童相談所やサポートセンター等と連携するための留意点等を把握した。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- S Vの設置：義務教育課に臨床心理士を1名常駐させている。
- 活用方法：事例検討会において、義務教育課の臨床心理士のアドバイスを受けながら、S S Wのケース対応を学び合い、困難事例に対するアセスメントを確認できるなど成果を上げている。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】自殺未遂解決のための活用事例（①⑥）

（1）具体的なSSWの対応

○SSWが本人面談を行い、母親との別離（離婚）による二者関係、愛着関係の喪失を指摘。両親との関係の確認及び周囲からの温かい励ましと自己肯定感を高める取組が必要であることを学校に指導した。

○SSWが父親に面談を行い、本人の心情を伝え、父親としての本人見守りの留意点を指導した。

（2）成果

○SSWの提案した家庭環境の改善と自己肯定感を高める取組により、学校復帰を果たし、日常生活も前向きな姿勢が多く見られるようになった。

【事例2】不登校解決のための活用事例（①③）

（1）具体的なSSWの対応

○SSWによる援助は母親との面接に始まり、男子児童との継続的なカウンセリングを基礎としながら、学校へのコンサルテーション、家庭へのはたらきかけ、児童相談所との連携を進めた。

（2）成果

○SSWは社会福祉士、並びに臨床心理士資格を有することもあり、環境調整だけでなく、男児の内面に直接的に働きかけ、男児との関係を信頼維持しながら、男児の心理的回復や成長を促すことができた。

【事例3】不登校解決のための活用事例（①③④）

（1）具体的なSSWの対応

○SSWはアウトリーチによる直接支援とともに生活環境全体のアセスメントを実施、学校機能では対応困難な支援内容を福祉など他機関との協働へと繋いだ。家庭訪問の状況をアセスメントし、積極的な家庭支援を必要と判断。要保護児童対策地域協議会、市の生活保護担当、児相と連携し、家庭全体の生活改善を図る。

（2）成果

○保護者就労が実現。本人は適応指導教室の通室を経て学校復帰。継続的な支援会議により、児相、市要対協、福祉課、保健師、教育委員会、学校、SSWがそれぞれ連携した支援体制が実現。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

○SSW、市教委、関係機関などが連携して、具体的な解決の方向性が見えてくる事案が増加した。

○家族支援を進めたことによって、保護者と学校の関係改善、信頼の構築に力を発揮し、学校現場の負担軽減を図ることができた。

○市採用のSSWについても、連絡協議会、事例検討会、施設訪問において参加を呼びかけ、県と市のSSWの情報交換、協働の研修体制の構築が進んだ。

【解決・好転した事例】平成23年度501件中271件（54.1%）、平成24年度472件中315件（66.7%）、平成25年度384件中189件（49.2%）、平成26年度400件中257件（64.3%）

【SSWを活用した学校の割合】小学校13.9%（53校／379校）中学校31.2%（54校／173校）

（2）今後の課題

○隣接学校の対応スケジュールを調整し、複数校の事例を対応できるスケジュールを検討するなど、増え続けるニーズに対応する派遣の工夫が必要である。

○SSWが担当指導主事と事案の検討を行う時間を確保し、対応困難な事案への体制を強化する。

○「問題対応型」の生徒指導への活用以外に、「予防、開発・育成型」生徒指導での活用を進める。

富山県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行い、教育相談体制を整備する。

（2）配置計画上の工夫

- 市町村教育委員会に派遣し、原則、学期毎に市町村教育委員会の要望を踏まえて派遣時間を見直している。
- 緊急に支援を要する事案が発生した場合は、機動的な派遣が可能な体制を整えている。
- 深刻ないじめ事案については、いじめ対策ソーシャルワーカーを機動的に派遣している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数 23名
- 資格 社会福祉士9名 精神保健福祉士4名 その他社会福祉に関する資格1名
教員免許5名 資格を有していない7名
- 勤務形態 市町村の実態に応じて、週2時間～週16時間、原則年間32週派遣

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- リーフレット「SC&SSWとのよりよい連携を目指して」を作成、配付し、その中でスクールソーシャルワーカーの役割や活動方針等について記載している。
- スクールソーシャルワーカー連絡協議会、生徒指導推進会議、学校訪問研修等で周知を図る。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- スクールソーシャルワーカー、市町村教育委員会事業担当者

（2）研修回数（頻度）

- 年3回

（3）研修内容

- スクールソーシャルワーカーの役割について
- 事例検討

（4）特に効果のあった研修内容

- 事例検討（講師等による具体的な事例に対する助言）

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置： 無

（6）課題

- 全員が参加できる研修機会の確保が難しい。
- 講師人材が限定（不足）している。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

(1) 関係機関等の連携を図り不登校を改善したスクールソーシャルワーカーの活用事例 (③)

- 小学校6年生 女子 (母子家庭)
- 小学校中学年から不登校になり、定期的な心療内科への通院以外は全く外出せず、引きこもりの状態が複数年間続いていた。母親が精神的な疾患を抱えていることから、学校、病院ともに母親と積極的な関わりをもつことができず、母子の家庭での様子や家庭環境等の情報がつかめない状況であった。
- SSWは、母親の了解を得て、親類や担当医から不登校解消のため必要となる情報収集に努めた。
- 母親が面談を望んだことから、SSWが複数回家庭訪問し、家庭の状況や当該児童の進学について母親の思いを聴いた。その後、SSWの面談結果を基に、学校、市教育委員会、病院の関係者によるケース会議を開催し、今後の支援策等を検討した。
- 母親とSSWがつながったことで、母親と学校のつながりも深まった。当該児童は通院後に母親の送迎で登校するようになり、担任と卒業に向けた話ができるほど信頼関係が構築された。
- 関係機関の連携により、経済的支援の手続きや養育手帳の取得手続きが進み、当該児童は特別支援学校に進学することができた。

(2) 母親の不安を軽減し、児童虐待を解消したスクールソーシャルワーカーの活用事例 (④)

- 中学校1年生 男子 (母子家庭) 母親は日勤と夜勤を繰り返し、不規則な生活環境にある。
- 母親が、当該生徒のテストの結果が悪かったり問題行動を起こしたりすると、当該生徒を激しく罵倒したり物を投げたりするため、当該生徒は、その都度母方の祖母宅に身を寄せていた。
- 祖母が虐待と捉え、学校に相談したことで事実が明らかになり、民生委員と連携してSSWによる支援が始まった。
- SSWが母親、当該生徒、祖母それぞれの思いを聞き取り、SSWと祖母との話し合いで、母親の肉体的負担を軽減するために、祖母が家事等の援助や経済的な支援を行うことになった。
- 母親が、自分の衝動的な感情を抑えるよう努めるようになり、家庭は、当該生徒にとって落ち着ける居場所に改善されてきている。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ケース会議の実施や関係機関との連携により、学校の問題対応力の向上が図られてきている。
- 学校だけで問題を抱え込むことなく、学校側がいろいろな社会資源を活用する方向に目を向けるようになり、SSWの活用も年々進んできた。
- 第三者的な立場から家庭に働きかけることで、学校に不信感をもつ家庭環境を改善する効果がみられた。
- 不登校状態を改善の方向に向かわせることができた。
- 家庭環境が要因でストレスを抱え、学校で問題行動をおこす児童生徒については、家庭環境を改善することで、問題行動を減少させることができた。
- SCとSSWの協働により、よりの確で効率的な支援が可能となり、早期に問題解決が図られる事案が増加した。

(2) 今後の課題

- 派遣要望の増加に伴うSSW一人当たりの負担感が増しているため、増員など体制の拡充が必要である一方、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する人材の確保が難しい。
- 予算の確保が難しい。

石川県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・暴力行為及び、主として遊び非行型の不登校に関して学校における生徒指導を支援する。

（2）配置計画上の工夫

- ・県内4教育事務所管内ごとの児童生徒数及び問題行動等の発生状況を勘案し、17名のスクールソーシャルワーカーを教育事務所に配置し、学校へ派遣する。
- ・緊急性の高い事案や集中的な支援が必要な場合に柔軟に対応できるようにしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・17名のスクールソーシャルワーカーを県内4教育事務所管内（小松6名、金沢9名、中能登1名、奥能登1名）に配置し、学校へ派遣する。（元警察官14名・元教員2名・元家庭裁判所調査官1名）
- ・スクールソーシャルワーカー1名につき、1日7時間45分、年間83日の勤務を行う。
- ・元家庭裁判所調査官、元中学校教員、元警察官をスクールソーシャルワーカーとして採用している。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

①「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定

- ・多様化する問題行動等の対策が県内の生徒指導上の課題となっている。そのため、スクールソーシャルワーカーを配置し、学校の要望等により、生徒指導担当教諭、学級担任などへの支援等、学校における生徒指導に対する支援体制の強化に資する。また、家庭への働きかけや、児童相談所等関係機関との連絡調整を密に行い、課題解決への対応を図る。

②周知方法

- ・県教育委員会、市町教育委員会及びスクールソーシャルワーカーが一堂に会する連絡協議会において周知を図る。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・17名のソーシャルワーカー全員を対象に研修を行う。

（2）研修回数（頻度）

- ・県内4教育事務所管内ごとに、毎月1回（8月を除く）行う。
- ・県教委主催の研修会を連絡し、自主的な参加を呼びかける。

（3）研修内容

- ・月1回程度、事例検討等から、指導主事がスーパーバイザーの役割を担い、スクールソーシャルワーカーに対して学校への支援等の在り方について指導・助言を行う。
- ・県教委主催の「いじめ問題フォーラム」「自殺予防教育実践講座」「いじめ対応アドバイザー説明会」等の研修会に自主的に参加し、ソーシャルワーカーとしての資質及び指導力の向上を図る。

（4）特に効果のあった研修内容

- ・事例検討

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・設置していない。

（6）課題

- ・SNSを利用したネットトラブルなど、報告頻度の高い事例に関する研修をタイムリーに開催し、効率よくスクールソーシャルワーカーの資質向上を図る体制づくりに努めること。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】児童虐待解決のための活用事例（④）

・学校生活では何の問題もなかった生徒が、中学1年時に起こした万引き行為をきっかけに、継母から虐待を受けていたことが分かる。該当生徒の万引きによる補導連絡を受け、学校は管理職を中心に、担任や学年主任、生徒指導係、スクールソーシャルワーカー等を交えて対応を検討する。該当生徒から、スクールソーシャルワーカーと学級担任が事情を聴く中、家庭での様子が明らかになった。家庭では十分な食事が与えられず、該当生徒は万引き行為に及んでいた。再び学校は、管理職を中心に対応を検討し、児童相談所へ通告する。該当生徒は児童相談所の一時保護を受ける。その後一時保護は解除されるが、継母の対応に改善は見られなかった。そこで学校はスクールソーシャルワーカーの協力を得て、再度児童相談所へ通告し、該当生徒を保護してもらう。さらにスクールソーシャルワーカーと連携し、警察へも事情を伝える。継母は警察で事情聴取を受け、虐待の事実を認める。警察からの連絡を受け、児童相談所は該当生徒の施設入所を決定し、学校へも対応を報告した。その後、該当生徒は施設から通学できる学校へ転校し、安定した生活を送る。

【事例2】家庭環境に起因する生徒の問題行動解決のための活用事例（①）

・母親が行方不明となったため、児童養護施設に預けられていた女子生徒が、中学2年時、母親と再会し引き取られる。しかし母親は保護能力が低く、該当生徒は家出や万引きなどの問題行動を繰り返す。中学3年時、他校生と一緒に自転車を盗み、補導される。学校では管理職を中心に、生徒指導係や担任、学年主任、スクールソーシャルワーカー等と協議し該当生徒の対応を諮る。またスクールソーシャルワーカーの協力を得て、家庭や警察、家庭裁判所と連携し、情報を共有しながら該当生徒の更生を図った。特に家庭には、学校の他、スクールソーシャルワーカーからも保護者の協力を仰いだ。スクールソーシャルワーカーにおける第三者的立場からの助言も奏功し、保護者の理解を得て登下校の送迎と家庭での見守りをお願いした。その後、該当生徒は保護観察処分となり、行動は落ち着いていった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・本県では、スクールソーシャルワーカーのほとんどが元警察官ということもあり、派遣校においては、警察への相談や通報がスムーズに行われている。また児童生徒の問題行動等については、警察をはじめ、児童相談所等の外部関係機関とも積極的に連携が図られている。さらに保護者や児童生徒への対応に関しては、第三者的立場からの関わりが奏功し、学校に対する信頼へとつながっている。
- ・暴力行為の多い学校では、配置されたスクールソーシャルワーカーが児童生徒と粘り強く向き合い、信頼関係を構築した結果、暴力行為の件数が配置校全体で13.3%減少した。

（2）今後の課題

- ・発達障害を抱えた児童生徒が、問題行動の加害者にも被害者にもなるケースが増えてきている。このような児童生徒に対し、スクールソーシャルワーカーが十分な知識を持って業務に当たれるよう、研修の在り方、内容を検討していく必要がある。
- ・児童生徒が持つスマートフォンや携帯音楽プレイヤー等、携帯端末を利用したネット環境の進歩により、無料通信アプリ等を通じたいじめ問題や交友関係の広域化が伺える。その結果、犯罪に巻き込まれるケースも見うけられる。そうした問題行動に対して、スクールソーシャルワーカーが十分な知識を持って業務に当たれるよう、研修の在り方、内容を検討していく必要がある。

福井県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・社会福祉等の専門的な知識および経験を有する者を各市町教育委員会および定時制高等学校に配置することで、小・中・高等学校において、家庭、友人関係等、児童・生徒を取り巻く環境の問題を解決する。

（2）配置計画上の工夫

- ・9市には各1名配置（福井市のみ2名）。教育研究所に2名および嶺南教育事務所に1名配置。県内の全小中学校に対応できる体制を整備している。
- ・定時制高等学校7校には2名配置。（1名は小中学校と兼務）
- ・スーパーバイザー（スクールソーシャルワーカー）1名配置。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・実人数15名（社会福祉士7名、精神保健福祉士3名、教員免許状取得者8名）
- ・原則1日6時間、週2日、年間40週勤務。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・ガイドライン「スクールソーシャルワーカーの効果的な活用を目指して」策定
1ねらい 2配置状況 3支援過程 4実践事例 5スーパービジョン体制 6関係機関 7連絡先
- ・4月当初の担当者連絡協議会にて、各市町、定時制高等学校、関係機関の担当者に対して、周知を行う。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー、各市町・関係機関担当指導主事

（2）研修回数（頻度）

- ・研修会2回（7月、11月）
- ・事例検討会7回（1～2ヶ月に1回）

（3）研修内容

- ・研修会……①「いじめ・暴力の臨床心理学的視点での理解と学校現場での取り組みについて」
～学校内外の連携を考える～
②「学校における教職員との連携」
- ・事例検討会……各スクールソーシャルワーカーからの事例の検討、スーパーバイザーによる助言

（4）特に効果のあった研修内容

- ・スクールカウンセラーや電話相談員と合同で研修会を行った。事例をもとにしたグループワークを中心に研修を進めた。また、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等がお互いの考えを持ち寄ってプランニングを行う機会を作った。そのため、役割分担や連携の大切さについても理解を深めることができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置…県で1名配置
- 活用方法…派遣要請のあった学校でスクールソーシャルワーカーとともにケース会議に参加して方針や対策についてアドバイスを行う。

（6）課題

- ・事例検討会では、スクールソーシャルワーカーが各事例について、役割分担や関わり方等の案を出し合って具体的な対応方法を考えることで、資質の向上を図る必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】外国籍母子家庭の支援のための活用事例（①、③、④）

Aさんは外国籍の母をもつ中学生である。母は、言語も不自由で社会的に孤立しているため、生活や子どもの養育に支援を必要としている。Aさんは母と離別した父からの虐待の経験を持っている。

Aさんの在籍している学校からスクールソーシャルワーカーの派遣要請があった。要保護児童対策地域協議会に参加し、Aさんの関係者と情報交換、協議をした。その後、家庭訪問や学校訪問を行い、教育委員会とスクールソーシャルワーカーで支援策を考えた。Aさんの不登校の状態を改善するために、適応指導教室に通室することを提案し、Aさんとスクールソーシャルワーカーと一緒に適応指導教室での活動を行い、小集団への適応を支援した。不登校の状態は徐々に改善され、学校と話し合いながら、学校への登校支援や相談室での活動の付き添いなどを行った。また、母には、学校の連絡等で理解できないところを補助したり、経済生活のアドバイスをしたりした。

【事例2】その他 発達障害等に関する問題のための活用事例（⑥）

Aさんは幼児期に自閉症スペクトラムの診断を受けた。保護者の早期発見・対応により、小中学校は支援を受けながら普通学級で過ごした。全日制高校へ入学できる学力はあったが、少人数で個に応じた指導を受けられる定時制高校へ進学することを選択した。

高校入学後の11月に受けた検査により、精神障害者保健福祉手帳を取得した。その際、主治医から、高校在学中に福祉サービスなどを活用して、卒業後の進路を考えるよう保護者にアドバイスがあった。

Aさんは高校での成績はトップで、問題なく高校生活を送っていたが、臨機応変の対応ができない、作業を理解しづらい、目で見て動きをまねることが難しいなどの特性があり、実社会へ出るまでには職業訓練が必要だと判断された。そのため、SSW、SC（臨床心理士）と教育相談担当者として話し合い、関係機関に連携を要請して卒業までの支援方針を立てることになった。

3月に県の発達障害者センターの専門職員に来校してもらい、本人、保護者、SSW、SC、教育相談担当者として話し合う機会を設けた結果、春季休業中に就労支援事業所で職場体験をすることが決まった。また、市の障害者支援機関からもサポートしてもらえることになった。

Aさんは2日間の体験期間を無事にやり終え、さらにレベルアップした仕事内容に取り組みたいと考えている。今後もSC、SSW、県や市の関係機関と連携し、卒業までの間、Aさんが社会に出られる力を身につけられるようサポートしたい。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・26年度に支援を受けた児童・生徒は、小学生133名、中学生105名、高校生127名、特別支援学校生1名である。支援件数は385件で、その内10.6%は年度内に問題が解決し、21.5%は支援中であるが好転している事例である。問題が解決および好転した件数の割合は32.2%であった。
- ・学校、関係機関と連携した活動が定着しつつあり、家庭に係る問題など児童・生徒を取り巻く生活環境の問題の改善にスクールソーシャルワーカーの活動は欠かせない。

（2）今後の課題

- ・継続支援中の事案が62.8%と前年度の39.9%から22.9ポイント上昇しており、解決に時間がかかる困難な事例が増加している傾向があるので、スクールソーシャルワーカーの配置をさらに充実させていくとともに、社会福祉士、精神保健福祉士等の有資格者はもちろん、退職後の教員免許状取得者の採用を増やしていく必要がある。